

児童手当の特例給付の継続を求める意見書

児童手当は現在、子ども1人につき月額1万円から1万5千円が支給されており、一定以上の所得がある世帯については、特例給付として子ども1人につき一律月額5千円に減額して支給されている。令和3年2月2日、この特例給付について所得を更に区分し、一部の高所得者世帯への特例給付を廃止する児童手当関連法改正案の閣議決定がなされ、政府は現在開会している第204回通常国会において成立を目指している。この改正案が成立すれば約61万人の子どもに支給されていた児童手当が廃止となり、伊万里市においても現行の特例給付が約150人の子どもに支給されているため、その一部が廃止されることとなる。廃止によって生まれる370億円の財源は待機児童の解消に充てるという政府の方針である。

しかしながら、児童手当を支給するにあたって、民主党政権下であった2010年の法改正により16歳未満の扶養家族の年少扶養控除が廃止されているため、既に累進課税制度により高額な税金を負担している高所得者世帯には控除も手当の支給も行われないうこととなる。また、2019年には待機児童の解消を目的の一つとして消費税が8%から10%に引き上げられているため、更に特例給付を廃止して待機児童の解消を行うという政府の方針は甚だ受け入れ難いものである。

また、令和2年の出生数は87万人と過去最低を記録しており、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減っている家庭も多い中児童手当の削減を行うことは、少子化対策を重点施策として掲げ、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推し進める政府の方針と大きく矛盾するものだと考える。

以上の理由から、児童手当の特例給付の廃止を目的とした児童手当関連法改正案の検討を中止し、これまで通りの児童手当の特例給付の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

伊万里市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様